

議案第 7 9 号

守谷市文化・地域交流スペースの設置及び管理に関する条例

守谷市文化・地域交流スペースの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり
制定する。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
7 9 号	1

守谷市文化・地域交流スペースの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、守谷市文化・地域交流スペース（以下「交流スペース」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 交流スペースの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
守谷市文化・地域交流スペース	守谷市高野1342番地

(設置の目的)

第3条 交流スペースは、市民の生涯にわたる学習活動の推進及び芸術文化の振興並びに市民相互の交流の促進を図り、もって市民文化の発展に資することを目的とする。

(施設)

第4条 交流スペースに、次に掲げる施設を置く。

(1) 地域交流ルーム

(2) レジデンスルーム

(管理)

第5条 交流スペースは、守谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第6条 交流スペースに事務職員その他必要な職員を置くことができる。

(使用できる者の範囲)

第7条 交流スペースを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市に居住する者

(2) 本市に所在する事業所に通勤する者

(3) 本市に所在する学校に通学する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めた者

(使用の許可)

第8条 交流スペースを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可の変更又は使用の取消しをしようとするときも同様とする。

2 前項の許可には、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設若しくは設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 専ら営利を目的とした使用と認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は中止させ、若しくは変更させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第8条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (4) 虚偽の申請その他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し等により使用者に損失が生じても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第11条 生涯学習及び芸術文化の奨励に充てるため、使用料を徴収する。

2 使用者は、別表に定める額の使用料を使用許可書交付の際に納付しなければならない。

(使用料の免除又は返還)

第12条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定めるところにより、免除又は返還することができる。

(特別の設備等)

第13条 使用者は、施設に特別の設備又は装飾を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に施設を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、施設の利用を終了したとき、又は第10条第1項の規定により許可を取り消されたとき、又は中止されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 前項の規定による原状回復に要する経費は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第16条 使用者は、施設若しくはその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

議 案	頁 数
7 9 号	3

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による施設の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第11条関係）

交流スペース施設使用料

使用区分	単位	金額
地域交流ルーム1	1室につき1時間当たり	200円
地域交流ルーム2	1室につき1時間当たり	200円
レジデンスルーム1	1室につき1日当たり	1,200円
レジデンスルーム2	1室につき1日当たり	1,200円
レジデンスルーム3	1室につき1日当たり	1,200円
レジデンスルーム4	1室につき1日当たり	1,200円

備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 制作及び制作した作品の展示等の用に供する期間のレジデンスルームの使用は、1日当たり12時間を超えないものとする。
- 3 レジデンスルームの連続使用可能日数は15日とする。
- 4 レジデンスルームにおける制作及び制作した作品の展示等の用に供しない期間は、生涯学習及び地域活動等で使用できるものとし、1室につき1時間当たりの使用料を100円とする。

提案理由（議案第 7 9 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、市民の生涯にわたる学習活動の推進及び芸術文化の振興並びに市民相互の交流の促進を図るとともに、市民文化の発展に資するため、守谷市立高野小学校の一部を転用し開設する「守谷市文化・地域交流スペース」の設置及び管理に関し、条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
7 9 号	5